

写

兼発第 285 号
昭和 51 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生省 薬務局長

医療用配合剤医薬品再評価に際し、資料提出を必要とする兼効群等の範囲について一その又（通知）

医薬品再評価の実施については、昭和 46 年 12 月 16 日兼発第 1197 号をもって通知したところであるが、同通知に基づき下記に該当する品目について、その資料を昭和 51 年 6 月 30 日までに提出するよう貴管下関係各業者に周知徹底方よろしく願います。

記

現に薬価基準に記載されている配合剤医薬品のうち以下のもの。

- 1 抗菌製剤、但し、外用剤を除く。
- 2 輸液剤
 - 1) 総合アミノ酸製剤

(2) 電解質液製剤

3 外皮用剤

- (1) 抗生物質を2種以上含有するもの
- (2) 抗生物質と副腎皮質ホルモンを併せ含有するもの

4 解熱鎮痛剤

但し、サリチル酸、ピラゾロン、フェナセチン系またはエテンガミドを含有するもの及び副腎皮質ホルモンを併せ含有するアスピリンまたはアスピリンアルミニウム製剤を除く。